

「18歳成年」教育教材の提案

「だます側」から特殊詐欺を考える

発表者名(所属): 石垣 正純(千葉県弁護士会)

藤井 剛(明治大学)

1. 「18歳成年」教育教材の提案趣旨

「18歳成年」移行後、高校では様々な実践が行われているが、その多くは「悪徳商法から身を守るために」など受け身の消費者教育が中心となっている。しかし18歳で成年になると、アパートの貸借契約、クレジットカードの作成、ローンを組んでの自動車購入、自分の住む場所(居所)のほか、進学や退学・就職などの進路決定についても、自分の意思で決められるようになる。すなわち、消費者教育の範疇を超え、主体的なキャリア教育や経済教育などが必要になるが、消費者教育以外の教材がほとんどないのが現状である。

このため、科研費を受けた本プロジェクト(基盤研究(C) 課題番号20K02777)では、「18歳成年」を「自分のことを自分で決めることができるようになること」ととらえ、消費者問題だけではなく、自己決定や社会への参画意欲の形成など様々な視点から「あるべき18歳成年」への教材開発を行ってきた。ここでは、意思決定に注目し、特殊詐欺の「受け子」にならないための授業実践を報告したい。

2. 「受け子」にならないための授業実践 ～「だます側」から特殊詐欺を考える～

学校現場では折に触れて、『日給10万円以上!短期間でまとまったお金を稼げます』などのメールを開けてはいけない」「いくら経済的に困っていても『裏バイト 即金』などのキーワードでバイトを探してはいけない」と指導がされている。しかし、「特殊詐欺に関与したとして今月、高校生が相次いで埼玉県警に逮捕された。県警によると、特殊詐欺事件で逮捕される未成年の約9割は現金などの受け取り役の『受け子』(朝日新聞デジタル2021年6月26日)との新聞記事が目にとまるし、また、メディアでは「闇バイト」「裏バイト」にまつわる事件が日常的に報道されている。また、「18歳成年」と同時に、18歳と19歳の少年を「特定少年」と位置付け「原則逆送」の範囲が拡大するなどの改正少年法が施行され、犯罪への注意喚起を内容とする学校の指導も必要となっている(なお、この改正で同法から「成人」という文字は無くなった)。

このような現状を踏まえて、高校生に「闇バイト」などへの注意を喚起するだけでなく、**特殊詐欺を行う側**の「**思惑**」「**手口**」を考え、実行犯の思惑や手口を理解した上で、自分が「行動すべき(だった)こと」を考察させて、対応を理解する教材を提案する。教材の原案は特殊詐欺事件で未成年の「受け子」を複数担当した少年事件に精通した弁護士が作成し、教員と一緒に教材化を行った。また授業は弁護士が担当する形で、学校現場からは外部の専門家との連携授業を目指した。なお、この授業は、「LHR」や「探求」の時間などでの実施を想定している。

本教材は、①応募の際、電話番号やメールアドレスだけでなく、学生証の写真を送ってしまい、「このバイトは危険ではないか?」と考えたとしても断りづらくなっていることへの対応、②実際の事件のLINEのやりとりを再現し、実行犯側の「思惑」から自分はどうの対応をとるべきだったか考察させる、③この「闇バイト」を部活の先輩などから紹介された場合への対応など、「自分ごと」として考察できるよう、対話型・グループ作業中心の教材となっている。